

# 奈良市文化振興補助金交付要綱

令和元年 8 月 23 日奈良市告示第 188 号

(趣旨)

第 1 条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動又は奈良の魅力を多方面に発信する文化事業等を広く募集し、その中から本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する文化芸術活動を実施する団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動の場を有すること。ただし、次条第 1 項第 3 号ウに規定する事業については、この限りでない。
- (2) 規約、定款等を有すること。
- (3) 代表者及び役員の設定のあること。
- (4) 次条に規定する補助対象事業の実施において、当該事業の目的及び内容が適正であり、かつ、明確な会計経理を行うことができると認められること。
- (5) 次に掲げるものに該当しない団体であること。

ア 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に 1 名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。）

イ 市税を滞納している団体

ウ その他市長が不相当と認める団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- (2) 事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 文化及び芸術に触れる機会の創出、次世代の文化振興の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組その他市民の文化活動であること。（以下「市民文化活動支援事業」という。）
  - イ 地域が持つ文化資源等の活用及び多様な種類の文化交流の実施により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業であり、次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 市内外からの参加がある文化交流事業（以下「都市文化推進支援事業（広域参加型）」という。）であること。
    - (イ) 国際的な文化交流又は文化発信事業（以下「都市文化推進支援事業（国際発信型）」という。）であること。

ウ 新規性や拡充性を有し、市内での継続的な展開が見込まれる文化活動であること。(以下「スタートアップ支援事業」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (6) この要綱に基づく補助金以外に市から補助金等（奈良市心のふるさと応援基金条例（平成20年奈良市条例第29号）第1条の規定に基づき設置されている奈良市心のふるさと応援基金を財源とするもの及び奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附等の市への寄附金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (7) 次条に規定する補助対象経費の予算額に照らし、過去5年以内に申請に係る事業と同規模又はそれ以上の規模での実施実績がない事業（都市文化推進支援事業（国際発信型）に限る。）
- (8) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業  
（補助対象経費等及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）並びに補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（いずれも次号に掲げるものを除く。）
- (2) 補助対象外経費 事務局維持経費、賞品購入費、賞金、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空運賃、列車運賃又は船舶運賃の特別料金及び印紙代
- (3) 補助額 次の表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費に同表右欄に定める補助率を乗じて得た額とし、それぞれ同表中欄に定める補助限度額を上限とする。

補助対象事業の区分	補助限度額	補助率
市民文化活動支援事業	50万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	240万円	
都市文化推進支援事業（国際発信型）	800万円	

スタートアップ支援事業	20万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の3分の2（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
-------------	------	--

（交付要望）

第5条 補助金の交付を要望する団体は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度中に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の区分にかかわらず、1団体につき1事業についてのみ要望できるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象事業に係る前回の収支決算書（別記第4号様式）（過去に事業実施実績がある場合に限る。）
- (4) 団体調書（別記第5号様式）
- (5) 補助対象事業の実施体制（別記第6号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（別記第7号様式）
- (7) 団体の規約又は定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める資料

（審査）

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項及び奈良市文化振興計画推進委員会規則（平成19年奈良市規則第7号。以下「委員会規則」という。）第5条第1項の規定に基づき設置する奈良市文化振興補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）に諮問するものとする。

2 審査部会は、前項の諮問があったときは、別に定めるところにより要望書の審査を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（交付候補事業及び交付予定額の決定等）

第7条 市長は、前条第2項の答申に基づき、補助金の交付候補となる事業（以下「交付候補事業」という。）及び交付予定の補助金の額（以下「交付予定額」という。）を決定するものとする。

2 前項の規定による決定に際し、市長は、交付予定額の総額が補助金に係る予算の額を超え

ることが明らかであると認めるときは、交付候補事業の一部を、別に定めるところにより交付候補補欠事業とすることができる。

3 第1項の場合において、補助金に係る予算の額が交付予定額の総額を下回るときは、市長は、予算の範囲内で交付予定額を変更するものとする。

4 市長は、交付候補事業及び交付予定額を決定する場合において、補助金等の交付の目的達成に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

5 市長は、第5条の規定により補助金の交付を要望した団体（以下「要望者」という。）に対し、前4項の定めるところにより決定した内容を通知する。この場合において、第2項の交付候補補欠事業に係る要望者に対しては、次条の規定による交付申請の状況により予算に余剰金が生じたときは、補助金の交付の申請を行うことができる旨を記載するものとする。

（交付申請）

第8条 前条第5項の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付申請を行おうとする場合は、文化振興補助金交付申請書（別記第8号様式）に第5条各号に掲げる書類を添えて、交付候補事業を実施する年度中に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた交付候補事業（以下「補助事業」という。）が完了した場合は、当該事業の完了の日から1箇月以内の実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- (3) 対象経費の明細書（別記第12号様式）
- (4) 領収書等の収入及び支出が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 都市文化推進支援事業の補助事業者は、別途市が開催する報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表示名称を表示するものとする。この場合において、ポスター、チラシ、プログラム等のスペースの都合上当該表示名称の全てが表示できないときは、奈良市文化振興補助事業の名称のみを表示すれば足りるものとする。

補助対象事業の区分	表示名称
市民文化活動支援事業	奈良市文化振興補助事業（市民文化活動支援事業）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業（広域参加型））
都市文化推進支援事業（国際発信型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業（国際発信型））

スタートアップ支援事業	奈良市文化振興補助事業（スタートアップ支援事業）
-------------	--------------------------

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。